

関係各位

ロシアに対する輸出の禁止措置に伴う対応について

今般、以下のとおり輸出貿易管理令等の一部が改正されましたのでお知らせいたします。

1. 改正の内容

ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置

2. スケジュール

公布日： 令和5年8月2日（水）

施行日： 令和5年8月9日（水）

※8月9日（水）以降に積載・搭載されるものから適用対象となりますのでご留意下さい。

◇詳細については、以下の経済産業省ホームページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230728001/20230728001.html>

◇不正輸出の懸念等、お気付きの点は問合わせ先まで情報提供をよろしくお願いいたします。

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第4部門
電話：03-3599-6341